

# 健康保険 任意継続被保険者資格喪失届

被 保 険 者 欄	記号と番号	記号	5 0	番号	
	被保険者の氏名	フリガナ			
	被保険者の生年月日	昭・平	年	月	日
	被保険者の住所	〒	—	電話番号	( )

下記の事由に該当するため、次のとおり届出ます。

資 格 喪 失 事 由 に つ い て	右のア・イ・ウ ・エのいずれかの <input type="checkbox"/> をチェックして <input checked="" type="checkbox"/> にしてください。  ア・ウの場合には 取得後の被保険者 の記号・番号等を 記入してください。	<input type="checkbox"/> ア 健康保険の被保険者資格を取得したため (1) 再取得後の健康保険の被保険者の記号・番号 記号 番号 (2) 適用事業所(就職先)の名称及び所在地 名称 所在地 (3) 資格取得年月日 令和 年 月 日
		<input type="checkbox"/> イ 被保険者が死亡したとき 死亡した日 令和 年 月 日
		<input type="checkbox"/> ウ 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の被保険者となったため (1) 後期高齢者医療制度の被保険者の記号・番号 記号 番号 (2) 都道府県後期高齢者医療広域連合の名称 名称 後期高齢者医療広域連合 (3) 資格取得年月日 令和 年 月 日
		<input type="checkbox"/> エ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため
	摘要欄	

※別紙「任意継続の資格喪失届出時における留意事項について」を参照の上、添付書類等ご対応ください。

## 健康保険組合使用欄

資格喪失年月日	令和	年	月	日
---------	----	---	---	---

健保受付	常務理事	事務長	担当者

## 任意継続の資格喪失届出時における留意事項について

資格喪失時の事由により、①保険証/資格確認書の返却時期、②添付書類、③保険料の支払い、に違いがありますので、以下、参照の上ご対応願います。

喪失事由	保険証の返却	添付書類	保険料の支払い
ア 健康保険の被保険者資格を取得したため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証/資格確認書 (発行されている場合)</li> <li>・限度額適用認定証 (発行されている場合)</li> <li>・高齢受給者証 (発行されている場合)</li> </ul> <p>※届出時に返却してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職先の証明</li> <li>・資格確認書</li> <li>・資格情報のお知らせ 等</li> </ul> <p>いずれかの写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喪失月の保険料は必要なし</li> <li>・すでに納付済の場合、後日「保険料還付請求書」にて還付します。</li> </ul>
イ 任意継続被保険者が死亡したため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証/資格確認書 (発行されている場合)</li> <li>・限度額適用認定証 (発行されている場合)</li> <li>・高齢受給者証 (発行されている場合)</li> </ul> <p>※届出時に返却してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡が確認できる書類</li> </ul> <p>①死亡診断書 ②埋葬許可書 ③戸籍謄本</p> <p>※いずれの書類も写しで可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡の前月まで必要。</li> <li>・すでに納付済の場合、後日「保険料還付請求書」にて還付します。</li> </ul>
ウ 後期高齢者医療制度の被保険者となったため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証/資格確認書 (発行されている場合)</li> <li>・限度額適用認定証 (発行されている場合)</li> <li>・高齢受給者証 (発行されている場合)</li> </ul> <p>※届出時に返却してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者該当前月まで必要。</li> <li>・還付なし</li> </ul>
エ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証/資格確認書 (発行されている場合)</li> <li>・限度額適用認定証 (発行されている場合)</li> <li>・高齢受給者証 (発行されている場合)</li> </ul> <p>※届出の月末まで資格が有効、翌月1日以降返却してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の月まで保険料が必要。翌月の保険料は必要なし。</li> <li>・すでに納付済の場合、後日「保険料還付請求書」にて還付します。</li> </ul>

※その他の留意事項

資格取得月と資格喪失月が同年同月の場合は、1カ月分の保険料が必要になりますので、保険料の還付請求はされません。